

後期高齢者のオーラルフレイル(お口の衰え)と歯科健診のご案内

最近、よく耳にする「フレイル」とは、高齢になり心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいいます。筋力などの身体機能の低下より先に、社会参加など他者との交流が減ったり、口の機能が衰える「オーラルフレイル」から始まります。

～「オーラルフレイル」に早く気づくためにも歯科健診は重要です～

歯科健診は、歯の本数や状態、歯周病のチェックをするだけでなく、食べ物を噛む力や飲みこむ機能、舌、口唇を使って食べ物を取り込む機能の低下なども調べます。

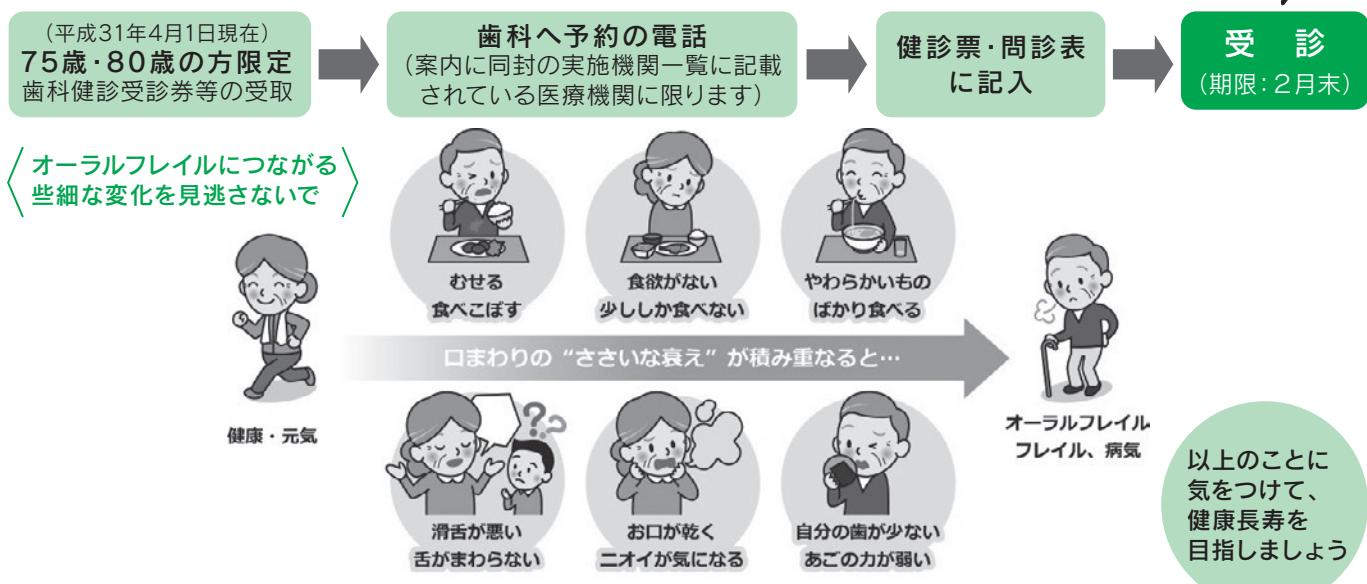
なお、75歳および80歳の方を対象に6月末にご案内している、後期高齢者の歯科健診の受診期限は令和2年2月末までとなっています。まだ受けられていない方は、この機会にぜひ受診してください。

【受診時の持参物:①被保険者証、②受診券、③健診票、④問診票】

※②～④については6月春発送の案内に同封しています。

※受診券等の再交付が必要な方は香川県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

健診は無料!  
治療は有料!



オーラルフレイル Q&Aより引用 著者:平野浩彦・飯島勝矢・渡邊裕

【問】香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎(087)811-1866

## 障害のある方を対象としたNHK放送受信料免除について

申請の手続きについては、障害者手帳と印鑑(認印)を持参の上、市の窓口(障害福祉課または生活環境課)で申請してください。なお、現在、既に放送受信料が免除されている方で、免除の内容に変更が無い場合は、申請の手続きの必要はありません。

放送受信料の免除基準内容

対象		適用条件
全額免除	公的扶助受給者	●生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	社会福祉施設等入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所されている場合
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級または2級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別頂症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

【問】障害福祉課 ☎(0879)26-9903 NHK高松放送局 ☎(087)825-0150